

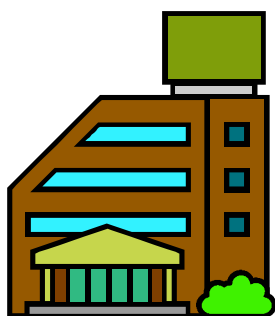


# くらしのまど

Vol.9



## 市役所があっせんするという勧誘に注意！



### 事例)

台風15号による水害で住宅が被災した方に、「**市役所から来た**」と名乗る2人組が「アパートを探してあげる」と自宅を訪問し、賃貸住宅があっせんしている。

回答) 市が、あっせんしているという事実はありません。うその情報で、契約させようとする悪質な業者とも考えられますので、十分に注意してください。

### <ポイント>

- ・ 訪問販売・電話勧誘にあたって、業者は**勧誘の前に、販売業者名(氏名等)・勧誘の目的を明示**しなければなりません。明確な答えができないような業者である場合は、注意する必要があります。
- ・ 契約しない旨の意思表示をした場合、同じ商品について**再度勧誘することは禁止**されています。

### <アドバイス>

突然勧誘をされ、あせって契約することはトラブルの元です。  
家族に相談するなど、よく検討したうえで対応するよう心がけましょう。

### 郡山市消費生活センター

電話相談 921-0333 (9:00~16:00)

来所相談 市役所分庁舎3階 (8:30~17:15)  
(市民安全課内)

